

教育活動上の感染症予防のための行動基準

蓮田市立黒浜中学校

この行動基準は、生徒の皆さんはもちろん、皆さんの家族、また教職員とその家族、さらには学校に関係するすべての方々の安全・安心のために設けるものです。そして学校が地域社会から求められていることを自覚して、その期待に応えるためにも設けるべきものです。手洗い・うがいの励行、手指の消毒、物の貸し借りをしないことに加え、特に以下の点を意識しましょう。

1 心を鍛える

- (1) 「もし自分の不注意で感染が広がってしまったら、・・・」を考えられるように、想像力を働かせ判断・行動しましょう。



- (2) 我慢ができない無責任なマスク不着用、会話、接触等が感染につながるかもしれないという危機感（緊張感）をもって、行動しましょう。

2 実践力を高める

- (1) 授業や集会、行事、部活動など、先生から指示された場合以外には、会話を極力少なくすること。
- (2) 登下校や移動教室の時は、「マスク着用、友達と密着せず、向き合わず、会話をしない」を原則として、行動すること。
- (3) 体育館等で集会隊形になる時は、学年単位（100名程度）以下とする。
さらに、一人一人の前後左右の間隔をできるだけ空けること。（1～1.5mできれば2m）
- (4) 集会を行う場合は、内容を精選し、短時間になるように工夫すること。
- (5) 給食は黙食、清掃は無言清掃ができるよう、心掛けること。

